

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 14 日 (火) 第 395 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 1
- 家畜伝染病の発生 (畜産課取扱い) 1
- 基本測量の実施 (3件) (監理課取扱い) 1
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2件) (大隅地域振興局取扱い) 3
(大島支庁取扱い) 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第207号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 5 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南さつま市加世田川畑字崩ヶ竈9999番20から9999番22まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第208号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 5 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生日月日
患畜	1	薩摩川内市	令和 5 年 2 月 27 日

鹿児島県告示第209号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，曾於市，いちき串木野市，南さつま市，奄美市，伊佐市，始良市，三島村，十島村，さつま町，長島町，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町，屋久島町，宇検村，瀬戸内町，喜界町，天城町，和泊町及び与論町

鹿児島県告示第210号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点測量及び機動観測）
- 2 作業の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 霧島市

鹿児島県告示第211号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（航空重力測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第212号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（三次元点群測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 3 月 7 日から同月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市有村町

鹿児島県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 5 年 3 月 14 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	加世田川辺線	南さつま市加世田川畑字新	前	21.0～37.0	233.9

	吉原103番1地先から同市 加世田川畑字駿河峰905番 地先まで	後	19.2~37.0	233.9
--	--	---	-----------	-------

大隅地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和5年3月14日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援事業所 つばさ	志布志市志布志 町志布志二丁目 17-21チャオ天 志館511号室	一般社団法人翼	宮崎県串間市大 字西方4212番地	金川 敏洋	令和4年 12月31日	就労継続 支援B型
東原ヘルパース テーション	鹿屋市東原町 6058-4	有限会社大栄	鹿屋市東原町 6033番地7	竹下 正子	令和5年 1月31日	居宅介護 ・重度訪 問介護

大隅地域振興局告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和5年3月14日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援事業所 いぶき	志布志市志布志 町志布志二丁目 17番21号チャオ 天志館511号室	一般社団法人一 颯	志布志市志布志 町志布志二丁目 17番21号	迫田 裕輝	令和5年 1月1日	就労継続 支援B型
そらいろのたね	鹿屋市札元二丁 目3712番4	特定非営利活動 法人アイエヌジ イ	鹿屋市下祇川町 2304番7	東久保英昭	令和5年 2月1日	就労継続 支援B型
就労継続支援B 型事業所ONETEA M	志布志市有明町 伊崎田1098番地 1	株式会社新誠会	志布志市有明町 伊崎田1098番地 1	新地 亮平	令和5年 2月1日	就労継続 支援B型

大島支庁告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和5年3月14日

大島支庁長 新川康枝

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B 型みらい	大島郡龍郷町赤 尾木894番地	株式会社みらい	大島郡龍郷町赤 尾木903番地	丸山 真司	令和5年 3月1日	就労継続 支援B型

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第22号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 3 月 14 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pやじきた道中記MM	株式会社メーシー	2P1622
ぱちんこ遊技機	Pフィーバースプラッシュ×スプラッシュ	株式会社三共	2P1725
回胴式遊技機	S／メイドインアビス／EN	株式会社ミズホ	2S1511
回胴式遊技機	Lスロット ソードアート・オンラインB2	株式会社大都技研	2S1694